

「さいたま市週休2日試行工事」実施要領

(目的)

第1条 建設業における週休2日の確保は、将来に渡る社会資本の安定的な整備・維持管理を支える担い手確保の観点から重要な取り組みである。よって本市発注の土木工事において週休2日制を推進し建設現場の環境改善を図るとともに、週休2日制の定着に向けた課題の把握を目的として、「さいたま市週休2日試行工事」(以下、週休2日試行工事という。)を試行するものである。

本要領は、試行工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(発注方式)

第2条 週休2日試行工事の発注は、次のようにする。

- ・発注者指定型

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2)対象期間 現場着手日から現場完了日までの期間とする。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (3)現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4)適用除外 発注者が、当該工事を第4条ただし書きに該当するものと判断し、発注時において、本要領の適用を除外したものという。
- (5)未達成 現場完了時点で、発注者指定型において4週8休相当に達しなかった状態をいう。

(対象工事)

第4条 週休2日試行工事は、原則全ての土木工事を対象として実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、適用除外とする。

- ・対象期間が1週間未満の工事
- ・単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ・工事所管課(所・室)の判断で適用除外とする工事

(公告)

第5条 週休2日試行工事の公告時における対応は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)執行伺 執行伺の備考欄に週休2日試行工事の発注者指定型である旨を記載する。
- (2)入札公告 告示文書のその他欄に以下を記載する。
 - ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。
- (3)特記仕様書 設計図書に「さいたま市週休2日試行工事特記仕様書(発注者指定型)」を追加する。

(休日形態)

第6条 休日形態は、以下のとおりとする。

休日形態	定義
4週8休相当	現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上

(経費の補正)

第7条 当初の設計金額において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06

(計画及び実施状況の確認)

第8条 受注者は、適宜、4週間を単位とした休日取得計画書を提出し、4週間経過後、休日取得実施書を提出するものとする。また、現場完了後に対象期間全体における休日取得実績報告書を提出するものとする。

(工期の変更)

第9条 週休2日確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- ・契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた

(未達成の対応)

第10条 4週8休相当の達成が困難となった場合は速やかに発注者へ報告するものとする。また、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。なお、未達成を理由とする工事成績評定点の減点は行わないものとする。

(工事成績評定点)

第11条 工事成績評定における加点は行わない。

(実施証明書等)

第12条 受注者は、週休2日試行工事の実施証明書が必要な場合に、発注者へ申請することができる。

2 発注者は、受注者から前項に基づく申請があった場合、速やかに実施証明書を発行するものとする。

3 完成検査後受注者は、技術管理課宛に週休2日試行工事アンケートを可能な限り提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までにさいたま市週休2日ステップアップ試行工事等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。